平成２５年（フ）第１５２４号
福岡県宗像市田久３丁目８番12号サンビレッジ大神Ｃ棟201号
債務者　戸上　淳子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５２８号
福岡市西区小戸４丁目28番４―710号
債務者　藤野　昭弘
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５３５号
福岡市東区雁の巣２丁目24番21号
債務者　宇郷　太一
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５３９号
福岡市東区和白５丁目15番33―111号
債務者　橋口　義彦
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５４０号
福岡市南区井尻２丁目40番29号ドウェール403
債務者　友田　静雄
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５４７号
福岡県筑紫野市大字吉木1563番地23葉光ケ丘７―16
債務者　香月　真英
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５４号
福岡市南区桧原７丁目36番５―303号
債務者　村里　淳子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５７号
福岡県糸島市浦志２丁目16番７号　101
債務者　安武　正吉
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５６８号
福岡県古賀市米多比1492番地12
債務者　山田　孝也
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５７６号
福岡市東区西戸崎２丁目14番２―504号
債務者　大川愛美こと　大川真奈美(旧姓佐藤)
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５９０号
福岡市南区横手１丁目13番14―805号
債務者　小山　宏一
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５９２号
福岡市西区上山門３丁目11番24―１号
債務者　倉富　柄吏
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６０４号
福岡市南区大楠２丁目15番25号
債務者　櫻井　悦子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６０５号
福岡市南区大楠２丁目15番25号
債務者　櫻井日佐子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６０７号
福岡市西区城の原団地14番508号
債務者　成清　　玲
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６０８号
福岡県宗像市日の里１丁目12番地１パーソン日の里201号
債務者　内村　健二
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６０９号
福岡県宗像市日の里１丁目12番地１パーソン日の里201号
債務者　内村　裕香
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６１０号
福岡県糸島市高田４丁目１番21号201
債務者　原野　麻衣
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部